



国保だより

佐賀県・佐賀県市町国民健康保険・国保組合・佐賀県国民健康保険団体連合会

第227号
令和6年
11月作成



- 音声読み上げ機能
(Reading Aloud)
- 多言語自動翻訳機能
(Multi-lingual Translation)

ジェネリック医薬品でお薬代の節約を!

令和6年10月からの自己負担の新たな仕組み

ジェネリック医薬品を使えるにもかかわらず、特別な理由なく患者が先発医薬品を希望した場合、**特別の料金**が加算されるようになりました。まだお使いでない場合は、この機会にジェネリック医薬品に変えて医療費を節約しましょう。

※医師が医療上必要と判断したときや、在庫状況などによりジェネリック医薬品の入手が困難な場合には、先発医薬品を処方されても特別の料金はかかりません。

※特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

佐賀県国保CMタレント
山田章仁・ローラ夫妻



ジェネリック医薬品Q&A

Q ジェネリック医薬品とは?

A ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間終了後に製造販売される医療用医薬品のことです。開発コストがかからない分、**価格が安く設定されており、お薬代を節約できます。**



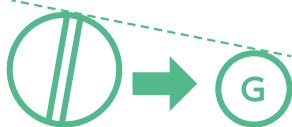
Q 本当に安全なの?

A 先発医薬品と同じ有効主成分を使用しており、同等の効き目が得られ、**国の厳しい審査基準をクリアしている**ので安心・安全です。
佐賀県ではジェネリック医薬品の使用割合が8割以上となっています(令和5年10月現在:佐賀県HP)。



Q 他にはどんな特徴があるの?

A ジェネリック医薬品には、形状を小さくしたり、苦みを抑えるなど、先発医薬品よりも**飲みやすく改良した薬もあります。**



Q 「まだちょっと不安」というときは?

A 「まだちょっと不安」というときは、短期間だけジェネリックに変える**「お試し調剤」**を利用することができます。万一、不都合な点があればこれまでの薬に戻せます。



「リフィル処方箋」をご存じですか?

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者の場合、医師が可能と判断すれば、1回の通院で最大3回まで繰り返し使用できる処方箋のことで、通院負担を軽減できるだけでなく医療費の節約にもつながります。まずは医師にご相談ください。

※投与量に制限がある薬(向精神薬や新薬、湿布薬など)は対象外です。



(処方箋の例)

方	リフィル可 ☒ (3回)	
備考	保険医署名 (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)	
備考	保険薬局が調剤時に医薬品を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) □保険医療機関へ延薬照会した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供	
備考	調剤実施回数(調剤回数に応じて、「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) 第1回目調剤日(●●●●●●) □2回目調剤日(●●●●●●) □3回目調剤日(●●●●●●) 次回調剤予定日(●●●●●●) □次回調剤予定日(●●●●●●)	
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号
調剤済年月日	令和 年 月 日	調剤済年月日

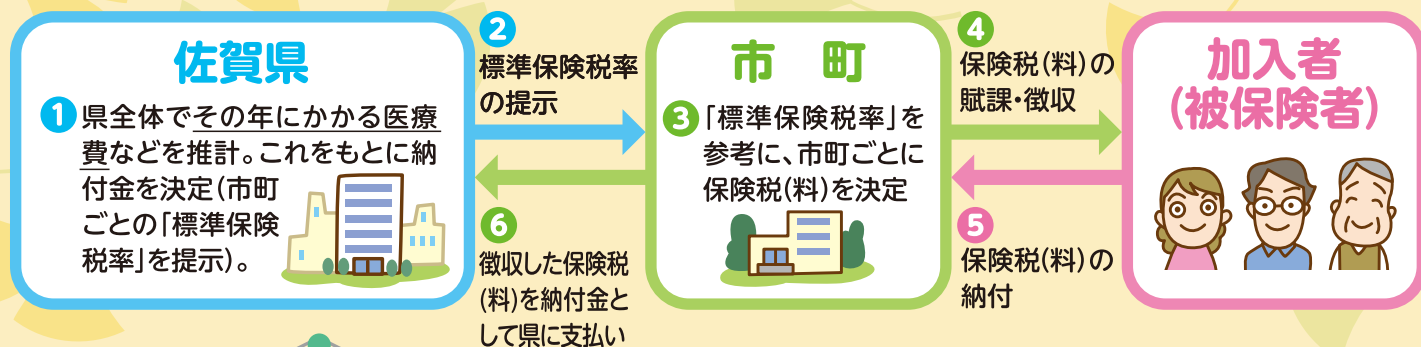
薬剤師が記入します。
調剤日と次回の調剤予定日が、その都度記入されます。

「リフィル可」欄に医師のチェックが入っていれば利用できます。

詳しくはお住まいの市町(国保組合)の国保担当窓口までお問い合わせください。

保険税(料)は国保の大切な財源です!

国民健康保険は、病気やケガをしたとき、安心してお医者さんにかかるように、加入者(被保険者)がお金(保険税(料))を出し合って、医療費を補助する制度です。保険税(料)がきちんと納められていないと制度を安定的に維持することができません。誰もがいつまでも安心して医療を受けられるように、保険税(料)は必ず納期限内に納めましょう。



私たちの保険税(料)は このようなことに使われています



国保はみんなで
支え合っています。
保険税(料)は必ず納期限内
に納めましょう!



令和6年12月2日以降

マイナ保険証を基本とするしくみに変わります

令和6年12月2日以降、マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とするしくみに移行します。まだお持ちでない場合は、ぜひ、マイナンバーカードの保険証利用登録をお願いします。



医療を受けるとき

マイナ保険証を保有している場合

マイナ保険証を保有している人には「**資格情報のお知らせ**」が交付されますので、オンライン資格確認ができない医療機関等を受診する際に提示してください。
※現在お持ちの保険証の有効期限が切れる前までに交付します。

お手元に有効な保険証がある場合

すでに発行済みの保険証については、**有効期限までは使用することができます。**

マイナ保険証(または有効な保険証)がない場合

マイナ保険証(または有効な保険証)を保有していない人や保険証利用登録を解除した人には、申請によらず被保険者資格の情報が記載された「**資格確認書**」が交付されますので、医療機関等の窓口で提示して医療を受けてください。

※ただし、マイナ保険証(または有効な保険証)を紛失・更新中の人は申請が必要です。

マイナンバーカードの保険証利用には事前の申請・登録が必要です

※マイナ保険証の登録にはマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書に設定されている4桁の暗証番号が必要です。



マイナンバーカードを申請(未取得の場合)

- オンライン申請
(パソコン・スマートフォン)
- 郵便による申請
- まちなかの証明写真機からの申請



▲詳しくはこちら



マイナンバーカードを健康保険証として登録

- スマホ(マイナポータル)で登録
- セブン銀行ATMで登録
- 医療機関や薬局の顔認証付き
カードリーダーで登録



▲詳しくはこちら